

秋の行政相談週間

10月21日(月)から27日(日)まで、秋の「行政相談週間」が全国一斉に開催されます。

国・県・町などの行政機関に対し、「こうしてほしい」などといったご意見や要望苦情などがありましたら、熊本行政評価事務所が開催する一日合同相談を気軽にご利用ください。

○熊本行政なんでも相談所

●日時 10月23日(水)

午前10時～午後3時

●場所 くまもと県民交流館 10階  
パレアホール

●問い合わせ 熊本行政評価事務所

☎096(324)1662

町では、一日合同相談を開催します

町では、「行政相談週間」にあわせて、町民の皆さんのいろいろな相談に対し正確な情報提供と適切な助言ができるよう、相談事業を同時に開催します。相談は無料で、秘密は固く守られます。気軽にご利用ください。

●日時 10月25日(金)

午前10時～午後4時

●場所 役場4階 大会議室など

●相談内容 法律相談(要予約)、行政相談、人権相談、心配ごと相談、消費生活相談

●問い合わせ 役場住民課

☎096(293)3112

里親制度説明会を開催します

児童虐待や経済的な理由などにより、家庭で生活することができない子どもたちを保護者に代わって育てる人を「里親」といいます。

県では、新たに里親になってもらえ人を募集しています。まずは「里親」について知ってもらうために、「里親制度説明会」を開催します。里親に興味のある人、里親を希望している人はぜひご参加ください。

●日時 11月19日(火) 午後1時30分

●場所 菊池地域振興局(県北広域本部)大会議室A

●内容 制度説明、個別相談

●申し込み・問い合わせ

県子ども家庭福祉課

☎096(333)2228

青年就農給付金事業

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円が給付されます。

●給付要件(※全て満たす必要があります)

- ①独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となること
- ②独立・自営就農であること
- ③経営開始計画が基準に適合していること

10月は土地月間です

県では交流の基盤となる定期航空路線就航を目指し、台湾・熊本間での相互送客に力を入れています。

台湾の皆さんに熊本の魅力を存分に

あじわってもらい、再び熊本に来てもらえよう、県をあげてのおもてなしに、皆さんのご理解とご協力をお願いします!

●問い合わせ 県交通政策課

☎096(333)2165

10月は土地月間です

ご存じですか?10月は土地月間、10月1日は「土」で土地の日です。土地基本法では、土地についての4つの「基本理念」を定めています。

①公共の福祉が優先します

②計画に従った適正な利用が大切です

③投機的な土地取引はいけません

④利益に応じた適切な負担が求められます

土地の有効利用を住民みんなで考えましょう。

※投機的…:機会をとらえて利益を得ようとするさま。

●問い合わせ

役場都市計画課 都市計画係

☎096(293)4011

一定面積以上の土地取引には、届出が必要です

一定面積以上の土地の売買などをしたときは、契約後に権利取得者(買主)

無料調停相談を開催します

ト(観音の泉前広場) ○市民公開講座 「遺言・相続講演会」

●日時 10月24日(木)

午後1時30分～午後4時

●場所 菊陽町図書館ホール

●内容 公証人と大田黒浩一氏の講演

●問い合わせ 熊本県行政書士会

☎096(385)7300

無料調停相談を開催します

●日時 10月29日(火)

午前10時～午後3時

●場所 くまもと県民交流館パレア会議室1

●相談担当者

民事・家事調停委員、弁護士

●相談内容 交通事故、土地、建物、金銭貸借など民事一般および夫婦、親子、相続問題など家庭・親族間の紛争

※予約不要。当日会場受付を行います。

●問い合わせ 熊本県調停協会連合会

☎096(355)6121

年金事務所での相談は「年金相談予約制」をご利用ください

年金事務所での相談のご予約は、相談希望日1カ月前から電話または年金相談窓口で受け付けています。受付の際には、基礎年金番号、相談者と配偶者の氏名、電話番号、相談内容について確認します。

●予約相談時間

平日 午前8時30分～午後4時30分

が届出をする必要があります。

●届出の必要な取引

売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済など

●届出の必要な土地の面積

区域		届出対象面積
都市計画区域	市街化区域	2,000㎡以上
	上記以外の区域	5,000㎡以上
都市計画区域以外		10,000㎡以上

※大津町は都市計画区域内の市街化区域以外の区域のため、5,000㎡以上の取引が対象になります。

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫 国民生活事業)

高校・大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。子ども1人につき300万円以内を、固定金利(年2.55%)。母子家庭または世帯年収(所得)が200万円(122万円)以内の人は年2.15%。※7月1日現在)で利用できる、在学期間内は利息のみの返済とすることが出来ます。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 教育ローンコールセンター

☎0570(008656)ナビダイヤル

☎03(5321)8656

労使紛争の解決をお手伝いする「あっせん」をご利用ください

県労働委員会では、賃金カットや解